

別記様式第1号(第四関係)

鶴居村活性化計画

北海道阿寒郡鶴居村

平成30年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	鶴居村活性化計画	市町村名	鶴居村	地区名(※1)	鶴居地区	計画期間(※2)	平成30年度～平成33年度
-------	----------	------	-----	---------	------	----------	---------------

目 標 : (※3)

平成17年度より運営を開始した鶴居村地域資源循環活用施設(以下「おが粉施設」という。)について、木材生産の機械化、効率化を促進するとともに、おが粉施設の生産性向上を図ることによって、木材生産量を増加させ、増加させた木材によっておが粉製造量も増加させる。

これにより、地域林業での業務量が拡大することにより、林業及びこれに関連する産業での新たな雇用創出に繋がるとともに、おが粉施設内における騒音、排気等の問題が改善され、就労環境の改善にも繋がることから、地域林業の担い手対策にも寄与する。また、牛舎の大規模化などによって近年おが粉需要が急激に拡大していたことから、おが粉施設の生産性向上により、拡大するおが粉需要に応え、地域の基幹産業である酪農業の安定経営にも繋がる。

具体的には、おが粉の製造量を現在の製造量と比較して3割増加させることを目指す。そのため、林業用トラクターを新規に導入することによって木材の安定供給体制を構築させ、おが粉施設の能力向上を図ることによって、おが粉の製造量を増加させる。

目標設定の考え方

地区の概要:

当該活性化計画地区は、北海道釧路総合振興局のほぼ中央、雄阿寒岳東南の山麓に位置し、東西に23km、南北に42kmで、面積が572km²の村である。

東は標茶町、北は弟子屈町、南は釧路湿原国立公園を挟んで、釧路市や釧路町に隣接している。

阿寒カルデラ外輪山を貫流する雪裡川、幌呂川、久著呂川の流域に広がる雪裡、幌呂、久著呂の3原野で構成される農耕適地であり、気候は涼涼、夏季は釧路沖北太平洋で発生する海霧に覆われることがあるが、冬季は積雪が少なく晴天の日が多い気候である。

酪農は村の基幹産業であり、豊富な土地基盤などを背景に、事業規模の拡大を進めることによって村の酪農業は発展してきた。

現状と課題

【林業】

人工林資源が利用期を迎え、今後、伐採や植林などの事業量増加が見込まれるものの、林業用トラクターが不足していることなどから、十分な木材生産量を確保することができていない。また、現在稼働中のおが粉製造機は旧式の機械であり、拡大するおが粉需要に応えるだけの製造能力も備えていない。さらに、旧式のエンジンを動力として稼働させていることから、非常に大きな騒音を発生させ、夏場は施設内の温度が非常に高くなるなど、労働環境は極めて悪い状況である。

これらのことから、新たな林業用トラクターを導入すること、おが粉製造機の能力向上を図ることが急務となっている。

【酪農】

担い手の高齢化や環境に与える影響などの課題が顕在化してきた。また、国際化が進展する中で、輸入牛肉や乳製品との競合をはじめ、景気の低迷等による畜産物の需要や価格低迷など、酪農業経営を取り巻く環境は厳しさを増していることなどから、酪農業の安定経営を支援することが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

新たに林業用トラクターを導入することによって、伐倒収材工程の効率化を図り、木材生産の安定供給体制を構築し、木材生産量を増加させる。

また、おが粉製造機の能力向上を図ることによって、おが粉の製造量を増加させ、拡大するおが粉需要に応えることによって、地域酪農業の安定経営を支援する。さらに、電気モーターを動力とするおが粉製造機の導入を予定していることから、騒音、排気ガスなどの問題を解決し、おが粉施設内での労働環境改善を図る。

これらの取り組みによって、地域林業での業務量が拡大することにより新たな雇用が創出され、労働環境の改善から地域林業の担い手対策にも寄与し、地域林業及びこれに関連する事業への活性化となる。将来に亘って安定的に木材を生産し、森林を適正に管理していくためには、新たな担い手を育成するとともに、仕事に定着させる必要がある。雇用の場が確保され、林業従事者及び関連する従事者の減少抑制と定住化が促進させ、さらに、地域基幹産業である酪農業の安定経営を支援していくことが、地域の活性化となる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
鶴居村	鶴居	地域林業振興事業(林業機械施設)	鶴居村森林組合	有	イ	
鶴居村	鶴居	地域資源循環活用施設生産性向上事業(農林水産物処理加工施設)	鶴居村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

鶴居地区(北海道鶴居村)	区域面積(※2)	48,290ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 鶴居村の総面積57,180haのうち、森林面積は36,619haで林野率は約64%、農地面積は19,800haで農地率は約35%であり、計画区域内の農業振興地域は36,294haとなっている。市街地地域は、鶴居地区が194ha、幌呂地区が74ha、下幌呂地区が11haの合計279haとなっている。釧路湿原国立公園総面積は、8,611haとなっている。豊富な森林資源を有効に活用するとともに、基幹産業の酪農業を繁栄させることが、地域の活性化に繋がると考える。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 鶴居村の人口は減少傾向であり、高齢化傾向も高まっている。これらの対応策として、転出者の抑制と転入者の増加を図ることは必要不可欠であり、本村のような中山間地域においては、雇用の場の創出は、集落の人口流出、移住、定住者の仕事の確保、所得を向上させることに有効であると考え。また、基幹産業である酪農業が繁栄することは、地域の活性化には必要不可欠であるとともに、森林資源を有効に活用することも、今後一層重要になると考える。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 鶴居村は、過疎、辺地、山村地域に指定されており、既に市街地を形成している地域を除いた地域を対象としている。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">該当なし</div>	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

直近3年間における木材販売額及びおが粉製造量を基に、計画期間中の平成30年から平成33年までのうち、林業用トラクター導入後及びおが粉施設の生産性向上後の平成31年度から平成33年度までの3年間で、木材販売額及びおが粉製造量を算出し、計画主体である鶴居村がそれぞれ比較検討を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。